単価購入契約書(案)

適 用 公 所 福島県立ふたば未来学園高等学校

品目及び予定数量 白灯油 28,000リットル

契約単価 1リットル当たり 円(消費税及び地方消費税は含まない。)

契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

納入場所及び納入方法 福島県立ふたば未来学園高等学校(双葉郡広野町中央台一丁目

6番地3)の地下オイルタンク(容量7,000L)に給油

契約保証金 金 円(又は福島県財務規則第229条第1項号により免除)

上記物品を購入するにあたり、発注者 福島県(以下「甲」という。)、受注者 (以下「乙」という。)との間で次の条項に定めるところにより単価契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は頭書の契約期間中、頭書の契約単価をもって、頭書の物品を頭書の場所に納入しなければならない。

(納入を受ける数量等の通知)

第2条 納入すべき数量等については、甲が乙に対して、必要の都度指示するものとする。 (検査)

第3条 甲は、必要と認めたときは、随時納入物品の品質検査をすることができる。なお、 検査に要する費用は乙の負担とする。

(不合格品の引取り又は取替え等)

第4条 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充の物品にかかわる物品の検査については、前条の規定を準用する。

(所有権の移転)

- 第5条 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に乙から甲 に移るものとする。
- 2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、毀損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物品の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるもの

とする。

(有償延期及び遅延利息)

- 第7条 乙の責めに帰すべき事由により、甲の指示する期限内に物品の納入の完了の見込 みのないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なけ ればならない。
- 2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲 は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。
- 3 前項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ納入未済相当額に年2.5%の割合で計算 した額とする。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第8条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰することのできない事由により、期限内に物品を納入することができないときは、乙は、甲に対し、すみやかにその事由を詳記した書面を提出し、納入期限の延長を申出することができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払い)

- 第9条 乙は、毎月の納入実績をとりまとめ、支払請求書を翌月10日までに甲に提出するものとする。なお、支払請求書には当該月分を一括した納品書を添付することとする。
- 2 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に完納物品の代金を支払う ものとする。
- 3 請求金額は、契約単価に納入数量を乗じて得た額(円未満切り捨て)に、100分の10 を乗じた額(円未満切り捨て)を加えた金額とする。

(甲の解除権)

- 第 10 条 甲は次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 一 乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。
 - 二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。
 - 三 乙が解除を申し出たとき。
 - 四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
 - 五 乙 (乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、 乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事 務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同 じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条

第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められると き。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認め られるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな どしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認 められるとき。
- へ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれか に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の 相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の 解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第11条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約単価に予定数量を乗じた額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合はこの限りでない。
- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
 - 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律 第 154 号)の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律

第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第7条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日(乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日)までの期間の日数に応じ、契約単価に予定数量を乗じた額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(契約の変更等)

- 第12条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務をいかなる方法をもってするかを問 わず、譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。

(談合による損害賠償)

- 第 14 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、 賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合、その他、甲が特に認める場合はこの限りでない。
 - 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規 定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40 年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、 甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、 その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければな らない。

(遅延利息等の相殺)

第 15 条 この契約に基づく遅延利息、違約金または賠償金として、甲が乙から徴収すべき

金額があるときは、甲は、これを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追 徴することができる。

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる 債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に ついて質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料 の提出を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の 応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又 は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(予定数量)

第 16 条 この契約の予定数量を超えて購入する場合、または予定数量に満たない場合であっても、この契約期間中は同一単価をもって処理するものとする。

(市場価格の変動等に基づく契約の変更)

第17条 甲又は乙は、契約期間中に市場価格の激変等予期できなかった異常な事由の発生により契約単価が著しく不適当となったときは、相手方に対して契約単価又は給付の内容の変更を求めることができる。

(代表者変更の届出)

第18条 乙が代表者の名義を変更するときは、遅滞なく名義変更に係る登記簿謄本その他これを証する書面を添えて、甲に届け出なければならない。

(契約外の事項)

第 19 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、 必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第20条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、 甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。 上記の契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 住所 福島県双葉郡広野町中央台一丁目 6 番地 3 氏名 福島県 福島県立ふたば未来学園高等学校長 對馬 俊晴

乙 住所氏名